

「鉱業法の一部を改正する等の法律(平成23年7月22日公布)」の概要

背景

- 資源価格の高騰・乱高下、資源獲得競争の激化の中で、海外での資源権益の獲得に加え、国内での資源開発を着実に進める必要。
- その際、その制度基盤となる鉱業法は、**制定(昭和25年)以来、本格的な改正がなく、以下の問題が発生。**
 - ① **鉱業権設定の出願者に対し、技術的能力などを求める規定がなく、開発主体の適切性を担保できない。**
→ 能力に欠ける者など、資源政策上、適切でない主体の鉱区設定や出願が存在。
 - ② **先願主義(先に申請した者が優先して鉱区取得)**
→ 当面の開発意欲のない者などによる実態に乏しい申請を誘引。
 - ③ **資源探査の規制が存在しない。**
→ 無秩序な資源探査活動が行われる(特に海域においては、外国船による事例が存在)。



(参考)資源開発を行うリグ

【鉱業法の概要】

- 鉱物資源の合理的な開発により、公共の福祉に寄与することを目的として、国による鉱業権(試掘権・採掘権)の賦与など、鉱業に関する基本的制度を規定。

法律の概要

- 国が国内資源を適正に維持・管理し、適切な主体による合理的な資源開発を進める制度体系を構築。

措置事項の概要

1. 出願者に対する技術的能力等の要件の導入

- ・ 鉱業権の許可対象を資源政策の観点から適切な主体に限定する。

2. 先願主義の見直し

- ・ 石油・天然ガス・海底金属鉱物資源等の重要鉱物については先願によらず、国が、資源の維持・管理を行いつつ、鉱区設定を行い、最も適切な開発主体を審査・選定し、鉱業権を付与する制度を創設する。

3. 資源探査に対する許可制度の創設

- ・ 探査主体については、基本的に上記1.と同様に適切な主体・場合に限定する。
- ・ 陸域・海域ともに規制する。
※特に、海域(排他的経済水域等)は、国連海洋法条約により、天然資源の探査等に「主権的権利」が認められる。

